

公益社団法人日本環境教育フォーラム  
役員報酬等及び費用に関する規程

平成22年6月1日制定

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本環境教育フォーラム(以下「この法人」という。)の定款第21条に基づき役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、定款第16条第3項又は第4項に基づき、理事会によって代表理事又は執行理事として選任され、かつ週3日以上この法人に勤務することを指示された理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与其他業務の遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支払い)

第3条 この法人は、常勤理事の業務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 常勤理事には報酬として一人当たり別表1の範囲内で、理事会の決議により年俸額を決定し、支給する。

3 常勤理事の退職に当たっては、その任期に応じ退職金を支給する。ただし、定款第20条に定める社員総会において当該常勤理事の解任が決議され、その解任に正当な理由がある場合はこの限りではない。

4 前項に定める退職金の額は、退職した日または死亡した日の属する年度を含む前3年間の平均年俸額を12分の1で乗じた額に別表2の退職金支給率表における当該常勤理事の勤続期間に応じた支給率を乗じて得た額とする。この場合百円未満は切り捨てるものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 前条に定める常勤理事の報酬の支払いは、年俸の1/2分1を毎月25日に支給する。また、前条第1項に定める業務の執行にあたっては、旅費等も含み必要な都度、支払うものとする。

2 月の途中で選任又は退任した常勤理事の定例報酬は、当該月の勤務を要する日に応じた日割り計算によるものとする。

3 支給日が休日の場合は、当該日前において当該日に最も近い休日でない日に支給する。

(通勤交通費)

第5条 常勤理事の報酬の支給に合せて、通勤に要する実費(鉄道・バスに限る)を支給する。

(費用)

第6条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、公益社団法人日本環境教育フォーラムの設立登記の日(平成22年6月1日)から施行する。

2 常勤理事勤務規程(平成16年3月15日施行)のうち、報酬等この規程に定める事項については、この規程によるものとする。

別表1 報酬年俸の範囲 10,000,000 円以内

別表2 退職金支給率表

勤 続 期 間		支 給 率
年数	(年数の範囲)	
1	( 1年以上 2年未満)	0
2	( 2年以上 3年未満)	0
3	( 3年以上 4年未満)	1 . 0
4	( 4年以上 5年未満)	1 . 5
5	( 5年以上 6年未満)	2 . 0
6	( 6年以上 7年未満)	3 . 0
7	( 7年以上 8年未満)	4 . 0
8	( 8年以上 9年未満)	5 . 2
9	( 9年以上 10年未満)	6 . 6
10	(10年以上 11年未満)	8 . 1
11	(11年以上 12年未満)	9 . 6
12	(12年以上 13年未満)	11 . 1
13	(13年以上 14年未満)	12 . 6
14	(14年以上 15年未満)	14 . 1
15	(15年以上 16年未満)	15 . 7
16	(16年以上 17年未満)	17 . 3
17	(17年以上 18年未満)	18 . 9
18	(18年以上 19年未満)	20 . 6
19	(19年以上 20年未満)	22 . 3
20	(20年以上 21年未満)	24 . 1
21	(21年以上 22年未満)	25 . 9
22	(22年以上 23年未満)	27 . 8
23	(23年以上 24年未満)	29 . 7
24	(24年以上 25年未満)	31 . 7
25	(25年以上 26年未満)	33 . 8
26	(26年以上 27年未満)	36 . 0
27	(27年以上 28年未満)	37 . 5
28	(28年以上 29年未満)	38 . 9
29	(29年以上 30年未満)	40 . 2
30	(30年以上 31年未満)	41 . 5
30年を越える1年につき		0 . 6加算する

退職月より遡り三年間の平均月額給与に、退職金支給率表の支給率を乗じて得た額とする。百円未満は切り捨てる。

